

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第18回）議事要旨  
（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成21年11月11日（水） 15：10～17：00

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）清水治，新関輝夫，永尾広久，仲家暢彦（委員長），野口郁子

（庶務）今坂総務課長，二宮総務課課長補佐

（説明者）平田事務局長

4 議題

(1) 平成22年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

(2) 新62期司法修習生の判事補任官希望者について

5 審議資料（添付省略）

50 再任（判事任命）候補者に関する情報目録

51 裁判官指名諮問候補者に係る名簿等の送付について（通知）

6 協議等

(1) 平成22年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

ア 以下のとおり意見が出された。

- ・ 総括的な話であるが，今回14件の情報が，期限内に寄せられたこと，検察官からの情報が今回初めて寄せられたことは，喜ばしいことである。
- ・ 情報のほとんどが弁護士からのものであり，もう少し検察官が

ら情報を寄せてもらう必要はないか。

- ・ 検察官は，量刑や事実認定等，裁判の当否について不服を感じることはあっても，当該裁判官の再任の適否が問題になるとまでは考えることはあまりなく，情報が寄せられないのではないか。
- ・ 情報の取りまとめに当たっては，規則13条2項により，地域委員会は必要な意見を付すことができることになっている。担当した事件の審判書と抗告審の決定が添付されており，裏付ける資料がある情報については，「慎重な審議をお願いしたい。」旨の意見を付すこととしてはどうか。
- ・ 情報の軽重の評価にわたる意見を付すのは相当でないのではないか。
- ・ 前はポジティブ情報とネガティブ情報を区別せず，そのまま送っていたということであるが，集まった情報をそのまま送るのではなく，ポジティブ情報とネガティブ情報は切り分けて送るべきではないか。
- ・ 情報の中には，ポジティブ情報かネガティブ情報か仕分けることが難しいものがあるのではないか。
- ・ 重点審議者については，ネガティブ情報とポジティブ情報とを仕分けし，その他の候補者については，ネガティブな指摘のある情報も含まれており，その他の情報はすべてポジティブなものであるというように，取りまとめれば，見る側もそれなりの見方をするのではないか。
- ・ 弁護士からの情報については，弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることはしていないし，段階評価式アンケートによる情報提供も行われてはいない。したがって，前回の委員会でも

要望したことだが、弁護士会への情報提供依頼文書に、わざわざこれらの情報提供の在り方に関する注意喚起文言を記載することはやめていただきたい。

イ アの意見を踏まえ、委員長から、当委員会に寄せられた14通の情報すべてを指名諮問委員会に送付すること、送付に当たっては、重点審議者に関する情報があり、その中には、再任の適否に関して消極的な情報と積極的又は問題はないとする情報があったこと、また、重点審議者以外の再任候補者に関する情報があり、その中には問題点を指摘する情報と再任の適否に関して積極的又は問題はないとする情報があったことの説明を付すことが提案され、全委員が了承した。

なお、細かな表現ぶりについては、委員長に一任された。

(2) 新62期司法修習生の判事補任官希望者について

庶務から、新62期司法修習生の判事補任官希望者について説明がされ、委員長から、従前どおり、地域委員会による情報収集は行わず、特段の情報が寄せられた場合には改めて委員に諮った上で指名諮問委員会に報告することが提案され、全委員が了承した。

7 次回の福岡地域委員会の期日は、追って指定されることとなった。